

〔事案 8 勧告日：平成 9 年 4 月 18 日〕

1. 勧告の内容

証 監 委 第 66 号

平成 9 年 4 月 18 日

大蔵大臣 殿

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博

勧 告 書

証券取引法（昭和23年法律第25号）第55条、第56条及び第194条の3第2項の規定に基づき、財務局長等がF証券会社を検査した結果、別紙のとおり、当該証券会社の役員に係る法令違反の事実が認められたので、大蔵省設置法（昭和24年法律第144号）第19条第1項の規定に基づき、適切な措置を講ずるよう勧告する。

（別 紙）

○ 取引一任勘定取引の締結

取締役営業部長は、平成7年6月から8年9月までの間、特定顧客の株価指数オプション取引の受託につき、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額の全て又は一部について顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した。

当該取締役営業部長が行った、株価指数オプション取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、

数及び対価の額の全て又は一部について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

2. 勧告に基づいて執られた措置の内容

蔵 証 第 1256 号

平成 9 年 7 月 11 日

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博 殿

大 蔵 大 臣

平成 9 年 4 月 18 日付証監委第 66 号による貴委員会の勧告に基づき、F 証券会社に対して日本証券業協会において外務員に対する処分の措置を採ったので、別紙のとおり報告する。

(別 紙)

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成 9 年 5 月 6 日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より当該証券会社の次の者について、法令違反の事実が認められるとして勧告された旨を通知した。

○ 取締役営業部長

〔証取法第 50 条第 1 項第 3 号に該当〕

- (2) 日本証券業協会は、平成 9 年 6 月 6 日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、6 月 30 日付で前記の者について外務員の職務停止を命じた。

取締役営業部長は、特定顧客の株価指数オプション取引の受託につき、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額の全て又は一部について顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行しているが、これらの取引は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められるので、証取法第64条の3第1項の規定に基づき、平成9年7月2日から平成9年7月15日までの2週間、当該外務員の職務の停止を命じた。

〔事案 9 勧告日：平成 9 年 4 月 22 日〕

1. 勧告の内容

証 監 委 第 71 号

平成 9 年 4 月 22 日

大蔵大臣 殿

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博

勧 告 書

証券取引法（昭和23年法律第25号）第55条、第56条及び第194条の3第2項の規定に基づき、財務局長等がI証券会社を検査した結果、別紙のとおり、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、大蔵省設置法（昭和24年法律第144号）第19条第1項の規定に基づき、適切な措置を講ずるよう勧告する。

（別 紙）

○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

a 営業所歩合外務員は、平成8年1月から9年1月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った。

当該歩合外務員が行ったこれらの取引は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められる。

当該歩合外務員が行った上記取引は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号）第2条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

2. 勧告に基づいて執られた措置の内容

蔵 証 第 1256 号

平成 9 年 7 月 11 日

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博 殿

大 蔵 大 臣

平成 9 年 4 月 22 日付証監委第 71 号による貴委員会の勧告に基づき、
I 証券会社に対して日本証券業協会において外務員に対する処分の措置を採ったので、別紙のとおり報告する。

(別 紙)

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成 9 年 5 月 6 日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より当該証券会社の次の者について、法令違反の事実が認められるとして勧告された旨を通知した。

○ a 営業所歩合外務員

〔証取法第 50 条第 1 項第 6 号に基づく健全性省令第 2 条第 5 号に該当〕

- (2) 日本証券業協会は、平成 9 年 6 月 19 日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、6 月 27 日付で前記の者について外務員の職務停止を命じた。

a 営業所歩合外務員は、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行っているが、これらの取引は、証取法第 50 条第 1 項第 6 号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」第 2 条第 5 号に規定する「投機的利益の追求を目的と

した有価証券の売買」に該当すると認められるので、証取法第64条の3第1項の規定に基づき、平成9年7月1日から7月21日までの3週間、当該外務員の職務の停止を命じた。

〔事案10 勧告日：平成9年6月20日〕

1. 勧告の内容

証 監 委 第 115 号

平成9年6月20日

大蔵大臣臨時代理

国務大臣 殿

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博

勧 告 書

証券取引法（昭和23年法律第25号）第55条、第56条及び第194条の3第2項の規定に基づき、財務局長等がK証券会社を検査した結果、別紙のとおり、当該証券会社の役員に係る法令違反の事実が認められたので、大蔵省設置法（昭和24年法律第144号）第19条第1項の規定に基づき、適切な措置を講ずるよう勧告する。

（別 紙）

○ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為

取締役本店営業部長は、平成8年7月10日頃に、有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、当該顧客に対し、市場価格よりも高い価格で当該有価証券を買い取る方法により、財産上の利益を提供した。

当該取締役本店営業部長が行った上記行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条の3第1項第3号及び第199条第1号の6に規定する「有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、当該顧客に対し、財産上の利益を提供する行為」に該当すると認められる。

2. 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成9年8月末現在，報告を受けていない。

〔事案11 勧告日：平成 9 年 6 月27日〕

1. 勧告の内容

証 監 委 第 122 号

平成 9 年 6 月27日

大蔵大臣臨時代理

国務大臣 殿

証券取引等監視委員会

委員長 水 原 敏 博

勧 告 書

証券取引法（昭和23年法律第25号）第55条、第56条及び第194条の3第2項の規定に基づき、財務局長等がH証券会社を検査した結果、別紙のとおり、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、大蔵省設置法（昭和24年法律第144号）第19条第1項の規定に基づき、適切な措置を講ずるよう勧告する。

（別 紙）

○ 有価証券の売買に関する虚偽表示

営業部歩合外務員は、平成 6 年11月から平成 7 年 7 月にかけて、複数の顧客に他の顧客との有価証券の売買を媒介するに際し、それぞれの顧客に対し、有価証券の時価に関し虚偽の表示を行った。

当該歩合外務員が行った上記行為は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第50条第1項第6号に基づく「証券会社の健全性の準則等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第60号）第2条第1号に規定する「有価証券の売買に関し、虚偽の表示をする行為」に該当すると認められる。

2. 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成9年8月末現在、報告を受けていない。